第2期栃木市文化振興計画

令和5 (2023) 年3月 栃木市教育委員会

第1草	計画の	の策定	に当	た	つて	•																							
1 —	1 計画	画策定	の趣	冒	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1-3	2 計画	画の位	置付	けけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1 - 3	3 計画	画の構	成と	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1 —	4 対	象とす	る文	化	の匍	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	文化抗	振興の	現状	さと	課題	1																							
$2 - \frac{1}{2}$	1 文化	化振興	をめ	ぐ	る社	会	<i>D</i>	情	勢			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2-1	2 文化	匕振興	に関	す	る国	•	県	• 1	市	Ø.	動	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2-3	3 本市	市の文	化振	興	の現	狀	Ł١	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第3章	計画の	の基本	的な	考	えた	ī																							
$3 - \frac{1}{2}$	1 文化	化芸術	の意	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3 - 1	2 基7	本目標	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3 - 3	3 基7	本施策	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3 - 4	4 新	たに取	り入	ħ	る祷	点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
第4章	文化抗	辰興施	策の	展	開																								
4 —	1 文化	化芸術	活動	り の	推進	包に	向	け	た	施	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	単位	立施策	1	文	化芸	持	に	親	L	4	`	学	Š	機	会	0	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	単位	立施策	2	文	化放	包設	0	整	備	• :	活	用	0)	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	单位	立施策	3	文	化回	日体	等	Ø	育	成	•	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
4 - 1	2 歴9	史文化	の保	存	及び	活	用	に	白	け	た	施	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	単位	立施策	4	文	化其	才等	0	保	存	: ح	活	用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	単位	立施策	5	郷	土圭	能	等	の;	継:	承.	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
	单位	立施策	6	歴	史文	化	を	学、	<i>\$</i>	機	会	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
第5章	計画の	の推進	体制	事																									
5 —	1 推注	進体制	につ) / J	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
5 - 1	2 施第	兼の評	価	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39

第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨

栃木市教育委員会では、平成27(2015)年3月に『栃木市文化振興計画』を策定し、 平成30(2018)年3月には、次期計画へ移行した『栃木市総合計画』及び『栃木市教育 計画』との整合を図るとともに、社会環境等の変化を踏まえて『栃木市文化振興計画(改 訂版)』を策定し、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ってまいりました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組みの推進、加速する地球温暖化、デジタル技術の発達、感染症のまん延、文化芸術に関する法律の制定や改正など、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化しています。

それを踏まえ、これまでの8年間の成果を基盤としながら、更なる文化振興施策の推進に取り組むため、『第2期栃木市文化振興計画(以下「本計画」という。)』を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、国が示す文化芸術基本法を指針とし、県が策定した『栃木県文化振興計画 (第2期)』を参酌しながら、本市の実情に応じた文化振興の方向性とそのための施策に 関し、基本的な事項を定めるとともに、『第2次栃木市総合計画』『第3期栃木市教育大綱』及び『第3期栃木市教育計画』の文化分野における施策の具体的推進に当たっての計画とするものです。

1-3 計画の構成と期間

本計画は、総合計画及び教育計画に定める基本目標や基本施策等との整合を図り、基本目標の実現を目指した2つの基本施策を設定し、それぞれの施策ごとに主な取組等を 定めています。

また、本計画における計画期間は、第2次栃木市総合計画の前期基本計画、第3期栃木 市教育大綱及び第3期栃木市教育計画に合わせて、令和5(2023)年度から令和9(2027) 年度までの5年間とします。

1-4 対象とする文化の範囲

文化の範囲は大変広く、その概念は人によっても様々であり、「文化」を一言で定義することは困難です。

そこで、本計画で指す「文化の範囲」については、国の文化芸術基本法第8条~第14条を参考に下欄の区分とします。

なお、文化振興施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業、 その他の関連分野との連携を図ることとします。

【参考】文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

○芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

○メディア芸術

映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

○伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能

○芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能(伝統芸能を除く)

○生活文化、国民娯楽及び出版物等

生活文化(茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化) 国民娯楽(囲碁、将棋、その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等

○文化財等

有形又は無形の文化財等(史跡、建造物、文化的景観*、伝統的建造物群等) ※地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、 人々の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの。(竹林・防風林・ 棚田・ヨシ原等)

○地域の伝統的文化

年中行事、伝統工芸、伝統芸能、その他の地域における伝統的な文化

第2章 文化振興の現状と課題

|2-1 文化振興をめぐる社会の情勢|

■ 人口減少・少子高齢化

本市の総人口は平成 2 (1990) 年の 174, 717 人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年には 155, 549 人となっており、国の調査機関(国立社会保障・人口問題研究所)の推計では、約 20 年後の令和 27 (2045) 年には、115, 516 人まで減少すると予想されています。

また、年齢層では、全人口における「64歳以下の人口」の割合が減少し、65歳以上人口の割合が増加し続け、令和27(2045)年には約4割を占めるまでになります。

人口減少や少子高齢化の進行は、経済や社会の仕組みに様々な影響を及ぼすだけでなく、文化芸術活動においても、伝統芸能等の担い手不足や文化団体等加入者の減少など、地域で育まれた伝統文化や文化芸術活動を将来にわたり継承していくことを困難な状況にする懸念があります。

■ 多様性や包摂性が求められる共生社会

「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、持続可能な開発目標(SDGs*)の達成への取組みが広がっています。

SDGs の教育分野には「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と記されており、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出するなど、SDGs の理念を踏まえた取組を進める必要があります。

※SDGs:持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで 採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平 成28(2016)年から令和12年(2030)年までの国際目標。

> 地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、持続可能で多様性と包摂 性のある社会を実現するための17のゴールから構成されている。



■ 技術革新 society5.0

情報通信技術(ICT)の進展は、産業分野での技術革新だけでなく、人々の生活にも 大きな変化をもたらすものと考えられています。

公共サービス等の様々な分野での活用が進むことにより、少子高齢化や経済格差などの社会的課題を解決する手段となることも期待されており、このような技術革新が進んだ近未来を「Society5.0」と呼びます。

文化芸術分野においても、デジタル技術を活用して鑑賞や発信方法の幅を拡げるとともに、「Society5.0」時代を見据えた、子供の文化芸術活動の促進に向けた ICT の効果的な活用に努めるなど、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化振興政策の展開が求められています。

■ 地域コミュニティの希薄化

人口減少・少子高齢化などにより、地域コミュニティの維持が困難な場合が生じているとともに、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着や帰属意識の低下などにより、隣近所とのつきあいを好まない人が増加する傾向が指摘されています。

そうした中、全国的な動向として、学校が地域とつながり、地域の教育力を子どもたちの学習に生かすような活動が見受けられ、本市においても独自の取組である「とちぎ未来アシストネット」により、多くの地域の方々が、学校支援ボランティアとして活躍されています。

今後は、こうした地域と学校の連携協働がさらに進み、伝統文化の担い手育成、地域の活性化やまちづくりに発展することが期待されます。

■ 新型コロナウイルス感染症

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場やホールなどの文化関係施設のほとんどが休館を余儀なくされ、文化団体等にとっての活動の場が失われ、文化芸術にふれ、親しむ機会が、数多く失われることとなりました。

文化芸術活動は、いわゆる3密を避けることが難しい形態でもあり、感染拡大以前の活動状態に戻ることは困難な状況にあることから、文化芸術活動を行う際は、「新しい生活様式」や、業種ごとに定められた感染拡大予防の「ガイドライン」などを踏まえ、密集・密接の回避、消毒、換気など、様々な対策が必要となります。

2-2 文化振興に関する国・県・市の動向

■ 国の動向

◆ 文化芸術基本法の施行

平成29 (2017) 年6月に『文化芸術振興基本法』の一部が改正され、新たに『文化芸術基本法』として公布・施行され、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明記されました。

また、平成30(2018)年3月には『文化芸術推進基本計画(第1期)』が閣議決定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や令和4(2022)年度までの5年間における文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。

● 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、平成30(2018)年6月に『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』が公布・施行されました。

この法律では、基本理念として、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進することなどが規定されるとともに、地方公共団体の責務として、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することが明記されました。

● 文化財保護法の一部改正

過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことのできる体制を整備するため、『文化財保護法』が改正され、平成31(2019)年4月に施行されました。

また、令和3 (2021) 年4月には、社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設などを内容とした一部改正が行われています。

● 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定 文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化 の振興に再投資される好循環を創出することを目的に『文化観光拠点施設を中核と した地域における文化観光の推進に関する法律』が令和2(2020)年5月に施行さ れました。

この法律において、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、地域における文化観光を推進するための措置などが規定されました。

■ 県の動向

● 栃木県文化振興基本計画

[計画期間:令和3 (2021) 年度~令和12 (2030) 年度]

文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和3(2021)年2月に『栃木県文化振興基本計画(第2期)』が策定されました。

令和3 (2021) 年度から 10 年間を展望した計画となっており、県の重点戦略『とちぎ未来創造プラン』との整合を図るとともに、文化芸術基本法第7条の規定に基づく国の文化芸術推進基本計画を踏まえ、文化振興に関する基本的方向と施策が示されています。

■ 市の動向

● 栃木市総合計画

[計画期間: 令和5 (2023) 年度~令和14 (2032) 年度]

『第2次栃木市総合計画』では、10年後の将来像を定めた基本構想〔令和5 (2023)年度から令和14 (2032)年度〕の実現に向けた具体的な施策を体系的にまとめ、令和5 (2023)年度からの5年間を計画期間とする『前期基本計画』が策定されました。

この中で、文化分野の基本方針を「一人ひとりが学び成長できる栃木市」とし、 具体の施策として「文化芸術活動の推進」及び「歴史文化の保存及び活用」を図る こととしています。

● 栃木市教育大綱

「対象とする期間:令和5 (2023) 年度~令和9 (2027) 年度]

『第3期栃木市教育大綱』は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、『栃木市総合計画』の方針に沿って、市長が定めたものであり、大綱に基づいた施策については、教育計画及び分野別振興計画に示すこととしています。

● 栃木市教育計画

[計画期間:令和5 (2023) 年度~令和9 (2027) 年度]

『第3期栃木市教育計画』は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、本市の実情に合わせた教育振興の方針とそのための施策に関する基本的な事項を定めており、『栃木市総合計画』及び『栃木市教育大綱』を具体的に推進するための計画です。

この中で、基本理念を「伸び伸びと個性を発揮し互いに認め合い 協力しながら より良い社会を築いていく 'とちぎ愛'に満ちた人を育てます。」と掲げ、歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進するため、文化分野における基本方針を「豊かな学びへつなぐ文化の振興」と定めています。

2-3 本市の文化振興の現状と課題

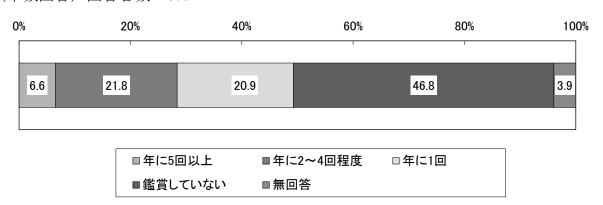
【1】市民アンケート実施による意見聴取

本計画を策定するに当たり、今後の事業等のあり方や取り組むべき課題等について市民からの意見を聴取することを目的として、次のとおりアンケートを実施しました。

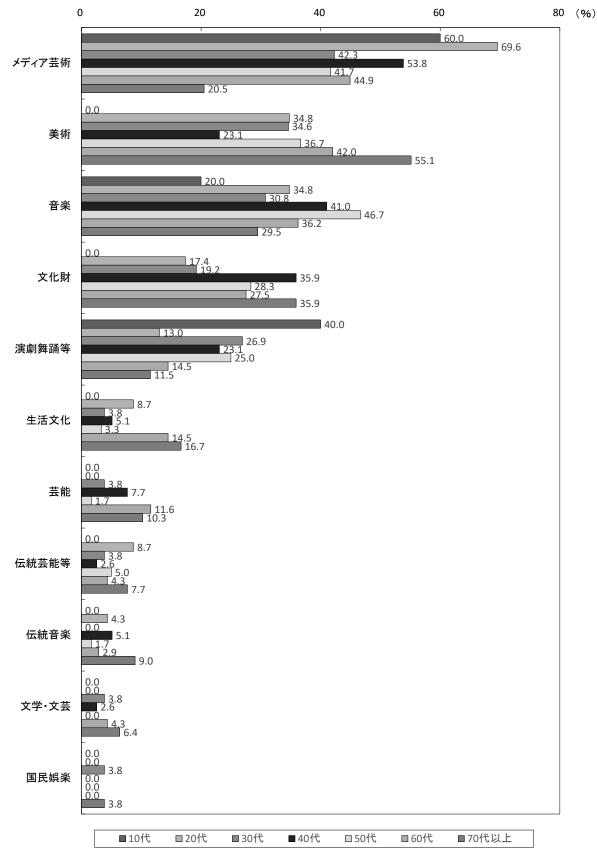
調査対象	市内在住の方 18 歳以上の 2,000 人
調査方法	郵送配布・回収は返信用封筒、ネット回答、直接提出
調査期間	令和3 (2021) 年11月22日~12月10日
回収結果	有効回収数 609 件(回収率 30.5%)

〔鑑賞・見学〕

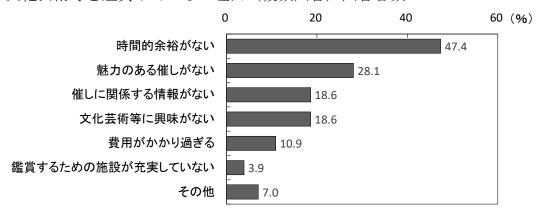
- ・文化芸術等の催しの「鑑賞」については、「鑑賞した」と「鑑賞していない」の回答が 概ね半数ずつとなっています。
- ・主に鑑賞した分野は、各年代とも「メディア芸術(映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術)」「美術」「音楽」の割合が高くなっています。
- ・「鑑賞していない」理由は、「時間的余裕がない」が最も多く、次いで「魅力のある催 しがない」の回答が多くなっています。
- ・直接会場で鑑賞・見学をする以外に、主にどんな方法で鑑賞・見学をするのかについては、全体的に「テレビ」が多く、次いで「パソコン、スマホ等でのネット配信の視聴」という回答が多くなっています。
- ■文化芸術等の催しをどの程度、直接会場で鑑賞・見学していますか (単数回答)回答者数=609



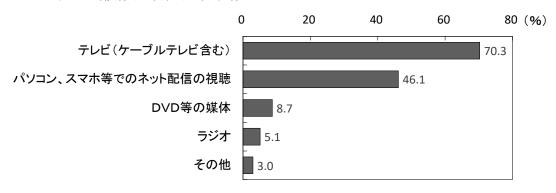
■主にどのような分野を鑑賞・見学していますか(複数回答)回答者数=300



■文化芸術等を鑑賞していない理由(複数回答)回答者数=285



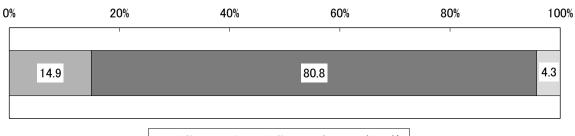
■文化芸術等の催しを直接会場で鑑賞・見学をする以外に、主にどんな方法で鑑賞していますか(複数回答)回答者数=609



〔文化活動(鑑賞・見学を除く)〕

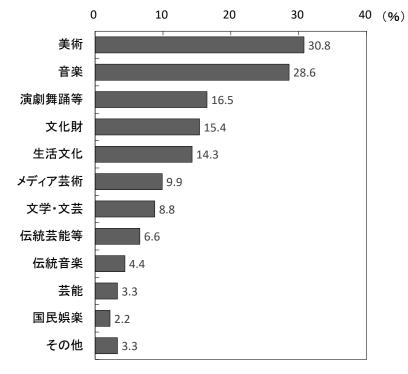
- ・文化芸術等に関する活動については、「活動している」と回答した方は、全体で14.9% と低い割合となっています。
- ・主に活動している分野は、「美術」と「音楽」が多くなっています。
- ・「活動していない」理由は、「時間的余裕がない」が最も多く、次いで「魅力のあるサークルや講座がない」「文化芸術等に興味がない」との回答が多くなっています。

■現在文化芸術等に関する活動(鑑賞・見学は除く)をしていますか (単数回答)回答者数=609

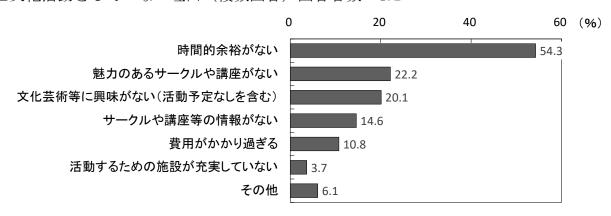


■活動している ■活動していない □無回答

■主に活動している文化芸術等の分野は何ですか(複数回答)回答者数=91



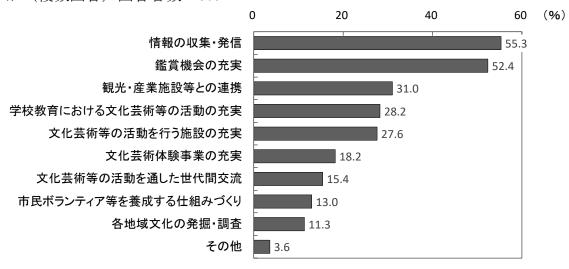
■文化活動をしていない理由(複数回答)回答者数=492



■■ 2 文化芸術活動の推進を図るための必要な施策等について ■■■■■■

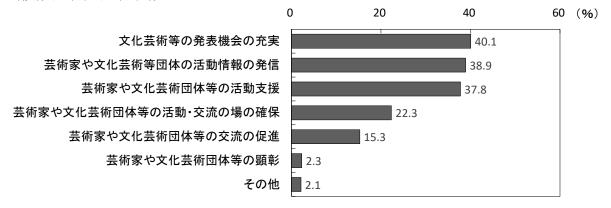
[文化芸術等に親しむ機会の充実のために重要なこと]

- ・文化芸術等に親しむ機会の充実のために重要なことについては、回答者の半数以上が「情報の収集・発信」、「鑑賞機会の充実」と答えており、次いで「観光・産業施設等との連携」「学校教育における文化芸術等の活動の充実」「文化芸術等の活動を行う施設の充実」との回答が多くなっています。
- ■市民が文化芸術等に親しむ機会を充実させるためにどのようなことが重要だと思いますか(複数回答)回答者数=609



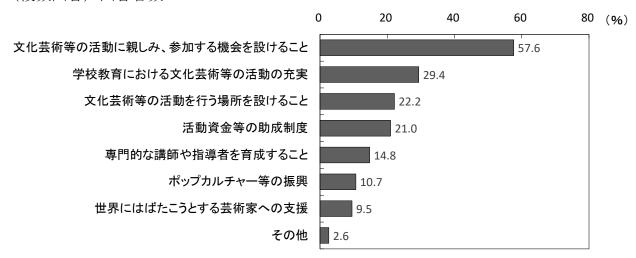
[文化芸術団体等の育成のために重要なこと]

- ・市の文化芸術団体等の育成のために重要なことについては、「文化芸術等の発表機会の 充実」、「芸術家や文化芸術等団体の活動情報の発信」、「芸術家や文化芸術団体等の活 動支援」との回答が多くなっています。
- ■市の文化芸術団体等の育成のためにどのようなことが重要だと思いますか (複数回答)回答者数=609



[文化芸術等の活動を行う若者を増やすために重要なこと]

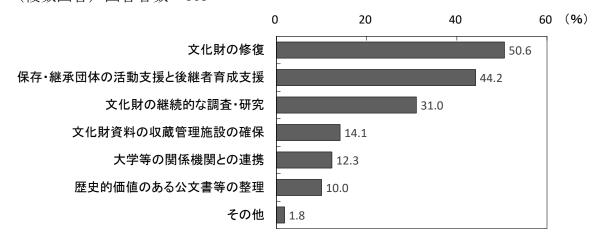
- ・文化芸術等の活動を行う若者を増やすために重要なことについては、回答者の半数以上が「文化芸術等の活動に親しみ、参加する機会を設けること」と答えており、次いで「学校教育における文化芸術等の活動の充実」が多くなっています。
- ■文化芸術等の活動を行う若者を増やすためにどのようなことが重要だと思いますか (複数回答)回答者数=609



■■ 3 文化財の保護と活用を図るための、必要な施策等について ■■■■■■

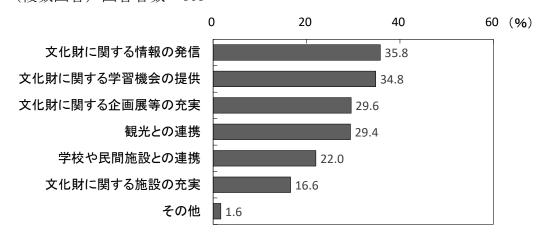
[文化財等の保存のために重要なこと]

- ・文化財等の保存のために重要なことについては、「文化財の修復」や「保存・継承団体 の活動支援と後継者育成支援」との回答が多くなっています。
- ■文化財の保存のためにどのようなことが重要だと思いますか (複数回答)回答者数=609



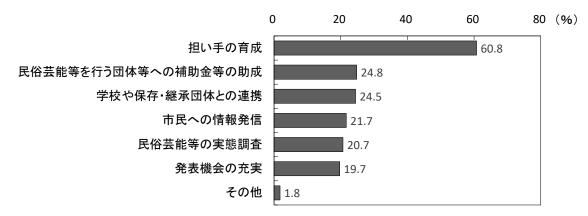
[文化財等の公開・活用のために重要なこと]

- ・文化財等の公開・活用のために重要なことについては、「文化財に関する情報の発信」、 「文化財に関する学習機会の提供」との回答が多くなっています。
- ■文化財の公開・活用のためにどのようなことが重要だと思いますか (複数回答)回答者数=609



[民俗芸能等を継承・支援するために重要なこと]

- ・民俗芸能等を継承・支援するために重要なことについては、「担い手の育成」との回答 が多くなっています。
- ■民俗芸能等を継承・支援するためにどのようなことが重要だと思いますか (複数回答)回答者数=609

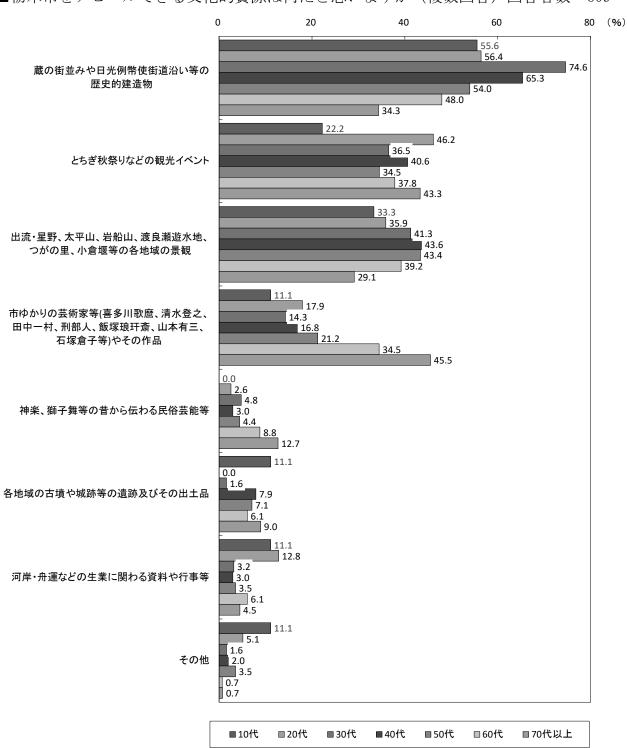


[栃木市をアピールできる文化的資源]

・栃木市をアピールできる文化的資源については、「蔵の街並みや日光例幣使街道沿い等 の歴史的建造物」の回答が多くなっています。

「70代」以上では「市ゆかりの芸術家等やその作品」の回答が多くなっています。

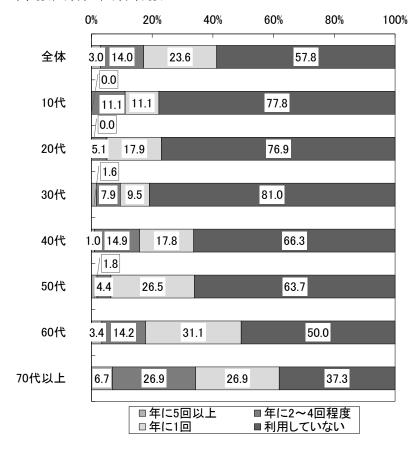
■栃木市をアピールできる文化的資源は何だと思いますか(複数回答)回答者数=609



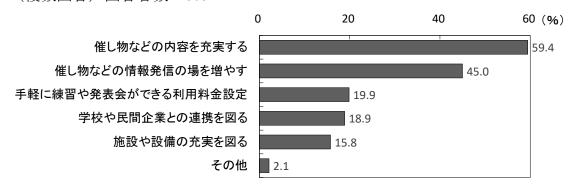
■■ 4 栃木市内の主な文化施設等の利用方法等について ■■■■■■

[文化会館]

- ・市内の「文化会館」の利用頻度は、4割程度の方が「利用している」と回答しており、 年齢が上がるにつれ、利用率の割合が高くなっていきます。
- ・「文化会館」の利用者を増やすための方策としては、「催し物などの内容を充実する」 や「催し物などの情報発信の場を増やす」が多くなっています。
- ■どの程度市内の「文化会館」を利用(鑑賞を含む)しますか (単数回答)回答者数=609

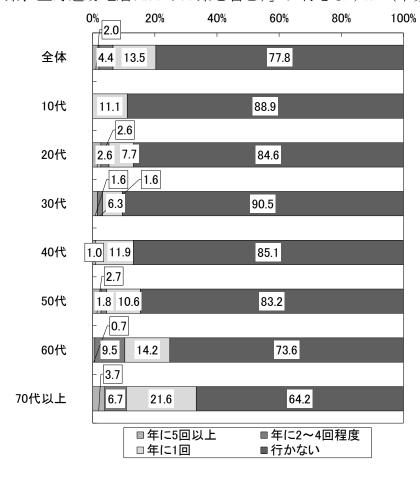


■市内の「文化会館」の利用者を増やすためにどのようにしたら良いと思いますか (複数回答)回答者数=609

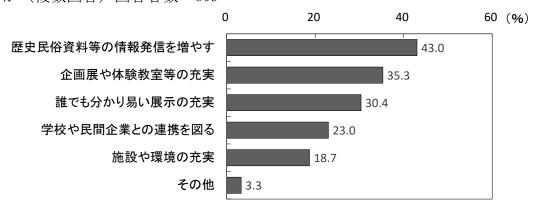


[歷史民俗資料館]

- ・市内の「歴史民俗資料館」の利用頻度は、「行かない」の回答が多く、「40代」以上に なると、利用率の割合が上がっていきます。
- ・市内の「歴史民俗資料館」の利用者を増やすための方策としては、「歴史民俗資料等 の情報発信を増やす」や「企画展や体験教室等の充実」が多くなっています。
- ■どの程度市内の「歴史民俗資料館(下野国庁跡資料館、郷土参考館、星野遺跡記念館、星野遺跡地層たんけん館を含む)」に行きますか(単数回答)回答者数=609

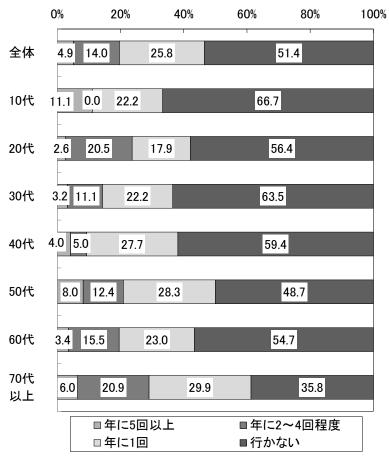


■市内の「歴史民俗資料館」の利用者を増やすためにどのようにしたら良いと思いますか(複数回答)回答者数=609

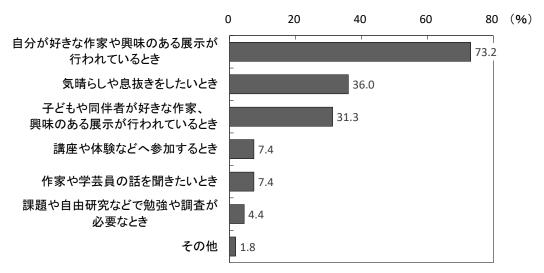


[美術館・文学館]

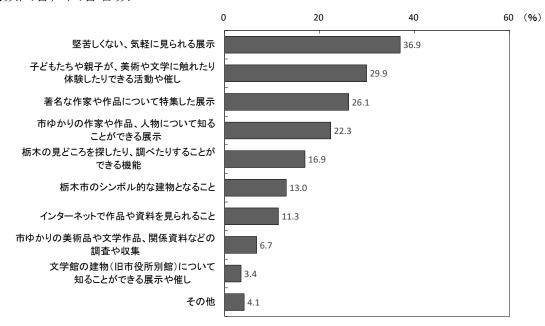
- ・美術館・博物館等への利用頻度は、約 45%の方が「行っている」と回答しています。 「70代以上」では、「行っている」方の割合が5割を超えており、他の年代と比較し、 美術館・博物館等への関心の高さがうかがえます。
- ・美術館・博物館等に行く理由としては、「自分が好きな作家や興味のある展示が行われ ているとき」や「気晴らしや息抜きをしたいとき」となっています。
- ・栃木市立美術館・文学館に期待することとしては、「堅苦しくない、気軽に見られる展示」が最も多く、次いで、「子どもたちや親子が、美術や文学に触れたり体験したりできる活動や催し」が多くなっています。
- ■どの程度美術館・博物館等(他市を含む)に行きますか(単数回答)回答者数=609



■美術館・博物館等(他市を含む)に行くのはどのようなときですか (複数回答)回答者数=609



■令和4年度開館予定の栃木市立美術館・文学館にどのようなことを期待しますか (複数回答)回答者数=609



■■ 5 自由回答(主なご意見) ■■■■■■

[情報発信に関すること]

- ・文化芸術に興味を持っている人はそもそも少ない。それを拡大するには情報を発信し 続けるしかないと思う。その情報発信は今までのような紙媒体ではなく、インターネット等や視覚から訴えたらどうか。
- ・もっと SNS を活用した市外へのアピールが必要。
- ・人によって興味の対象は様々なので、知りたい、やってみたいと思った人が思った時 に参考になる情報を入手できるようにしたら良いのではないか。
- ・資料をデジタル化してネットで利用出来る様にしてほしい。
- ・パソコンを持たない人もいる。学校でパンフレットなどを配付すれば家庭みんなで見る気がする。子供が行きたいとなれば親も行くと思う。

[市事業に関すること]

- ・クラシックやジャズなどコンサートなどがもっと増えたら良いと思う。
- ・音楽ジャンルを問わず、気楽に演奏できる環境を街に設けてはどうか。何かしら音に おいて活気があると自由な雰囲気が広がり、街が盛り上がるのではないかと思う。
- ・工夫次第で楽しく鑑賞できると思うので、若い人たちが文化芸術って楽しいと思える、 斬新で型にとらわれない自由な企画を期待する。
- ・街を活性化するためには、民間との協力による柔軟な発想が必要。インターネットや SNS を使った積極的な行動。サブカルチャーも取り入れる。
- ・市は財政的に厳しいと思うので、なるべく予算をかけずに参加者を増やす方法を考える方が良い。そのためにはボランティア人数を増やすことが有効だと思う。

[文化施設に関すること]

- ・なかなか文化等を見たりする機会がなく、どこにどのような施設があるのかも把握していない。子どもでも親しみがもてるような資料館や展示物等あれば行ってみたいと思う。
- 各種団体が活動できるように会場の整備をお願いしたい。

[美術館・文学館に関すること]

- ・期間ごとに展示を変えたり、市内で行われる催しの情報が得られる場所になったら良いと思う。子どもから高齢者まで、気軽に立ち寄れるような、やわらかい雰囲気の美術館になったら良いと思う。
- ・栃木市が所有する歌麿の絵を美術館に常設展示してほしい。
- ・著名人の作品が展示されると良い。
- 年に一回位は無料で入館できたら良いと思う。

[学校教育に関すること]

- ・学校単位の文化振興が頻繁に行われると良いと思う。子供の頃に感動するものを見る と、大人になるまで忘れない。
- ・栃木市の小学校は、映画教室や劇団などによる演劇教室・音楽教室等が非常に少ない と感じる。子供の頃から文化・芸術に慣れ親しむことは感性を豊かにし、大人になっ てからの生涯学習に繋がっていくのではないかと思う。
- ・より豊かな感受性や他者に対する思いやりがこれからの多様性社会には必要だと思う。 それらを育むには、幼少からの質の高い文化芸術との触れ合いと理解が必要不可欠。
- ・栃木生誕の芸術家著名人を TV で知ることがある。学校等で広報しても良いと思う。

[文化振興に関すること]

- ・文化や歴史については、興味のある人とない人ではっきり分かれる。興味のある人がより理解を深めたり、他市から注目されるような文化振興を目指すのか、興味のない人に興味をもってもらいたいのか方向性をしっかり見極めたほうが良い。
- ・他のマネでなく、栃木市らしさを全面に押し出してほしい。伝統を守りつつ、新しい 事に取り組んでほしい。高校生や大学生の発想を行政に注入してほしい。
- ・多くの市民が知らない市の魅力や歴史がまだまだ埋もれていると思う。そうしたものを1つ1つ掘り起こして発信して欲しい。例えば市内に所在する各種文化財の価値や背景を、順次1つずつ、詳しく、かつわかりやすく紹介していくことも良いと思う。
- ・栃木市の芸術家を調査して大いに PR すべき。

【2】文化振興に向けた課題

文化を取り巻く状況やアンケート結果、策定部会・策定懇談会の意見などを元に、 主な課題として以下の3項目に整理しました。

① 文化芸術に親しむ人を増やす

本市では、市民の手による文化芸術に関するさまざまな催しや企画が行われている ほか、各地域の文化会館の自主事業等を通じて、文化芸術に親しみ、豊かな心を育む 機会の充実を図ってきました。

市民アンケート調査結果では、1年間のうちに文化芸術等の催しを鑑賞した人は全体の約半数にのぼるものの、実際に文化芸術に関する活動をした人は、全体の2割に満たず、その理由としては「時間的に余裕がない」「魅力のあるサークルや講座がない」「文化芸術等に興味がない」といった回答が目立ちました。

また、市民が文化芸術等に親しむためには、「鑑賞機会の充実」や「情報の収集・発信」が重要と考えている人の割合が高く、次いで「学校教育における文化芸術等の活動の充実」「観光・産業施設との連携」「文化芸術等の活動を行う施設の充実」などの回答が多くなっています。

今後は、文化芸術に親しむ人の増加を目指し、文化とふれあう機会の充実を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りを育んでいくことが重要であり、そのためには、学校も含めた地域ぐるみで文化芸術を鑑賞・体験できる機会、学習機会を充実させていくとともに、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが文化芸術にふれあえる環境整備にも努めていく必要があります。

また、活動の拠点となる文化会館・美術館等の文化施設についても、魅力的な事業 展開を図るとともに、感染症対策に配意した施設運営及び持続可能かつ脱炭素化を念 頭においた施設整備等も必要となります。

今後の課題

- ○児童生徒が文化芸術等にふれる機会の充実
- ○若者が文化芸術等の活動に親しむ機会の充実
- ○多様な主体が参画できる文化活動の検討
- ○ICT の活用など世代に合わせたツールでの情報発信等
- ○デジタルアーカイブ構築の検討
- ○美術館をはじめとした文化施設の有効活用
- ○持続可能かつ環境に配慮した文化施設の整備

② 文化芸術活動を支援する

本市では、主に文化協会等が中心に行っている各地域の文化祭等への支援や、国・ 県等の支援制度の利用促進等を通して、文化団体等の育成・支援を行っていますが、 各文化団体等では会員の減少や高齢化が進み、文化祭等の参加者数の伸び悩みや後継 者不足が課題となっています。

市民アンケート調査結果では、文化団体等の育成・支援のためには、「文化芸術等の発表機会の充実」や「芸術家や文化団体等の活動支援」、「芸術家や文化団体等の活動 情報の発信」が重要とする割合が高くなっています。

今後は、文化芸術活動の継承発展を図るため、文化団体等の育成及び活動への支援 に努めるとともに、文化団体間・地域間交流の促進や団体活動の発信を充実するほか、 次世代の文化芸術活動を担っていく後継者を育成していく必要があります。

なお、近年は、新型コロナウイルスのまん延により、文化芸術活動団体等はこれまで通りの活動ができない状況となったことを受け、新しい生活様式に即した文化活動の展開を図っていく必要も生じています。

今後の課題

- ○文化団体等の活動支援
- ○活動情報の発信強化
- ○文化交流の促進
- ○文化活動の担い手の育成
- ○新しい生活様式に即した文化活動の展開

③ 文化財や郷土芸能等を守り伝え、生かす

本市には、星野遺跡や篠山貝塚など、数多くの古代遺跡、遺構が残されています。 奈良・平安時代には下野国府が置かれ、中世には西方城や皆川城などの城館が各地 に築かれました。

江戸時代には日光例幣使街道沿いに、富田宿・栃木宿・合戦場宿・金崎宿の宿場が置かれ、現在のまちの基礎が築かれ、江戸後期以降は、舟運による物資の集積地として、中心域は北関東有数の商業都市に発展しました。

それら発展の歴史を裏付ける文化財等が、本市には多数残されています。

本市の郷土芸能については、今も多くの地域で祭りや神楽、獅子舞などの文化が残されていますが、人口減少・少子高齢化など地域社会の変化に伴い、地域の郷土文化が継承されにくい状況となっています。

市民アンケート調査結果では、文化財等の保存のためには、「文化財の修復」や「保存・継承団体の活動支援と後継者育成支援」が重要とする割合が高く、文化財等の公開・活用のためには、「文化財に関する学習機会の提供」、「文化財等に関する情報の発信」が重要とする割合が高くなっています。

また、郷土芸能等を継承・支援するためには、「担い手の育成」が重要と考えている 人の割合が高くなっています。

今後は、歴史文化を生かしたまちづくりを推進するため、西方城跡をはじめとした 文化財等の調査・研究を進め、その成果を積極的に情報発信する等、文化財への関心 を高める取り組みを強化するとともに、観光分野等と連携しながら文化財等を生かし た魅力ある企画を充実させることが重要となります。

また、郷土芸能等の保存・継承に向けては、学校や保存・継承団体との連携を進め、 若者が身近な場所でふれられる機会を設けていくとともに、郷土芸能等を行う団体等 の活動推進のために適切な支援を行う必要があります。

今後の課題

- ○国史跡指定を目指した取組み及びその後の保存・活用
- ○文化財等の適切な維持補修
- ○文化財等に関する学習機会の提供や情報発信の強化
- ○観光分野等と連携した文化財等の活用
- ○地域や学校における郷土芸能の体験機会の充実

第3章 計画の基本的な考え方

前章で整理した3つの「主な課題」に対して、取り組むべき施策を計画するにあたって、本計画で捉える文化芸術の意義・基本目標を規定したうえで、基本施策を設定することとします。

また、昨今の国際・国内社会の趨勢に鑑み、SDGs や脱炭素化等の新たな視点を、計画全般に取り入れることとします。

3-1 文化芸術の意義

文化芸術は、人の心を豊かにし、人が明日へと向かう活力になるとともに、地域の特性や独自性を継承し、新たな創造を生み出す原動力になります。

近年頻発する豪雨災害など大きな自然災害に見舞われた際やコロナ禍において、文化芸術は、人々の心に力を与え、人と人との心のつながりを回復させるなど、「心の復興」に大きな役割を果たしており、あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識されました。

そして、未来を担う子供たちにとって、優れた文化芸術にふれた感動は、その後の生き方に大きな影響を及ぼすものであり、また、新たな担い手として地域の文化を継承することは、郷土を愛する心も育みます。

さらに、最近では、地域の特色ある文化資源を観光分野等へ生かすことにより、市民 生活の向上や経済振興等につながることが期待されています。

3-2 基本目標

市教育計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、市民が歴史や文化、芸術に気軽にふれ、 参画し、楽しむ機会を増やすとともに、郷土を愛する心を育み、市民一人ひとりの学び から、それぞれの人生を豊かにすることを目指し、「基本目標」を次のとおり掲げます。

【基本目標】(=第3期栃木市教育計画 基本目標4)

歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びの推進

3-3 基本施策

基本目標の実現を図るため、次のとおり「基本施策」を定めます。

【基本施策】(=第3期栃木市教育計画 基本施策)

1 文化芸術活動の推進

文化・芸術に親しむ環境づくりのため、文化活動の拠点となる施設の適切な管理 と計画的な整備を進めるとともに、文化祭など特色ある文化活動の推進、市民・団 体等による主体的な文化芸術活動への支援、文化会館・美術館等による文化芸術に ふれる機会の充実等を図ります。

2 歴史文化の保存及び活用

本市の歴史文化の魅力を高め、次世代に適正に引き継いでいくため、郷土の先人の顕彰や歴史文化遺産の調査・研究・保存、郷土芸能等活動支援、歴史的街並み・伝統的建造物の保全を推進するとともに、観光資源としてそれらを活用します。

3-4 新たに取り入れる視点

第2期目となる文化振興計画においては、SDGs や脱炭素化等の社会の趨勢に鑑み、次の視点を新たに取り入れ、文化振興施策の推進を図ってまいります。

■SDGs の推進

「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、年齢や障がい の有無などに関わらず、誰もが文化芸術と関わる機会の創出に努めます。

■脱炭素化への取組み

政府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、文化施設を中心に、脱炭素化の取組み強化を図ります。

■デジタル技術の活用

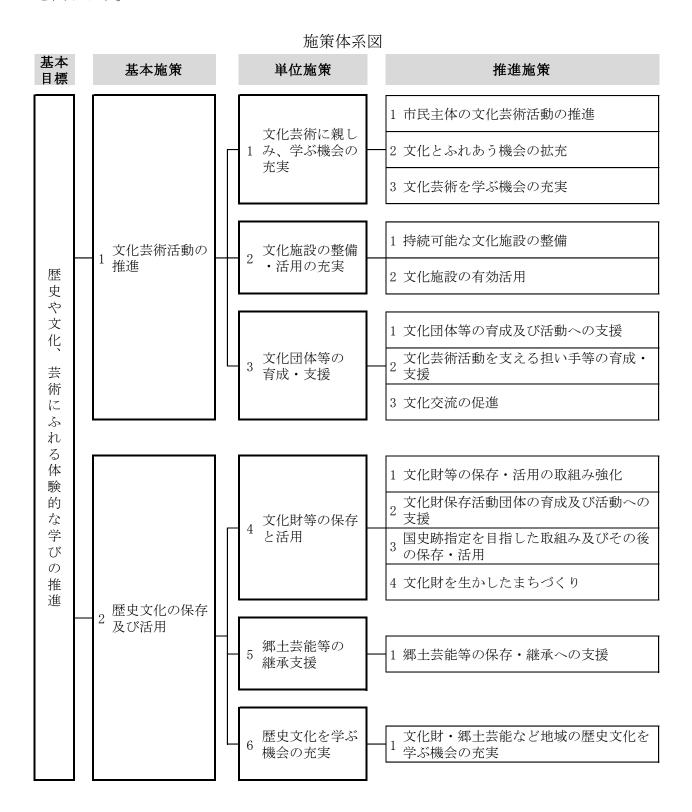
文化芸術の鑑賞や情報発信等にデジタル技術を活用するとともに、文化芸術活動への ICT の効果的な活用に努めます。

■文化観光の推進

観光分野と連携し、文化施設や文化財、文化行事・イベント等を目的とした文化観光の推進を図ります。

第4章 文化振興施策の展開

本計画では、「基本目標」・「基本施策」を基に、次の体系に沿って文化振興施策の推進を図ります。



26

4-1 文化芸術活動の推進

【単位施策1】文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実

市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を送るためには、文化芸術を身近なものと感じるとともに、文化に対する感性を高め、理解を深めることができるようにしていくことが重要です。

そのために、文化芸術に親しむ人を増やすことを目指し、文化とふれあう機会の充実を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りを育むため、学校も含めた地域ぐるみで文化芸術を鑑賞・体験できる機会の確保や、文化会館及び美術館等の文化施設を積極的に活用しながら、学習機会の充実を図っていきます。

特に、新たに整備した美術館及び文学館におきましては、市ゆかりの芸術家及び文学者の芸術作品や文化歴史資料を収集・保存・活用し、さらなる文化意識の向上を目指します。

また、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが文化芸術にふれあえる環境整備にも努めていきます。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs (関連性の深い目標)









「推進施策〕

① 市民主体の文化芸術活動の推進

文化芸術活動の中心的役割を担うのは市民であり、市民が主体的となった文化芸術活動が活発に行われることにより、文化芸術活動の輪が広がり、本市の文化芸術振興に繋がっていきます。

ついては、市民が主体となった文化芸術活動の取組みを推進し、文化の担い手である市民を主体とした文化振興を目指してまいります。

- ・文化振興計画推進懇談会における本市文化振興を取り巻く課題の 検討及び意見の文化振興施策への反映
- ・市民等意見の吸い上げ及び文化振興施策への反映

② 文化とふれあう機会の拡充

文化芸術の振興を図るためには、市民にとって文化芸術が身近なものとしていくことが重要であり、そのために、世代や障がいの有無等を問わず誰もが文化とふれあう機会を拡充し、文化芸術に親しむ人を増やすことを目指します。

また、子供たちが文化芸術への理解や関心を深めることにより、豊かな創造力や想像力を育むため、小中学校において優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会の充実に努めていきます。

主な取組み

- ・多様な世代が文化芸術とふれあえる催しの充実
- ・美術館及び文学館における展覧会の充実
- ・小中学校における文化芸術鑑賞、体験機会の充実
- ・文化芸術の催し、イベント等情報の発信強化
- ・文化団体等が行うアウトリーチ活動への支援
- ・障がいのある人が文化とふれあうことができる環境の整備

③ 文化芸術を学ぶ機会の充実

文化芸術に関わる人を増やし、本市文化芸術活動の裾野を広げていくことを目指す とともに、ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史や文化を継承していくため、文化芸 術を学ぶ機会の充実を図ります。

- ・文化芸術講座等の充実
- 美術館及び文学館と小中学校との教育普及連携事業の推進
- ・文化芸術講座やシンポジウム等、学習機会の情報発信強化

【単位施策2】文化施設の整備・活用の充実

本市には様々な文化施設が存在し、多様な活動に利用されています。

しかしながら、広域合併した本市においては、同じ目的の文化施設が複数存在していることに加え、老朽化による維持管理の負担も増加していることから、同目的施設の再編を進め、計画的な施設改修及び設備更新等を進めていく必要があります。

併せて、政府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、文化施設の脱炭素化にも取組んでい かなければなりません。

また、文化会館及び美術館では、魅力ある自主事業や企画展等の事業展開を図り、文化芸術の鑑賞・体験機会、学習機会を充実させるための中心的役割を担っていきます。

さらに、美術館及び文学館を観光・市民活動の拠点施設として活用し、地域の活性化を 図ります。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs の推進(関連性の深い目標)







- ■脱炭素化の取組み
- ■デジタル技術の活用

「推進施策〕

① 持続可能な文化施設の整備

本市においては、広域合併に伴い、現在も文化会館が4館存在する等、同目的の文 化施設が複数存在し多額の管理運営費を要していることに加え、老朽化による維持管 理の費用も増加していることから、同目的施設の集約等により再編を進めるととも に、機能の維持向上に必要な施設改修及び設備更新等を計画的に進めていきます。

また、政府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、脱炭素化の推進を図ります。

- ・同目的文化施設の再編
- 栃木文化会館施設整備(長寿命化、脱炭素化)
- 文化施設の計画的な施設営繕

② 文化施設の有効活用

文化会館及び美術館では、多くの方々に鑑賞したいと思っていただけるような魅力 ある自主事業や企画展等の事業展開に努め、文化芸術の鑑賞・体験機会、学習機会を 充実させるための中心的役割を果たすため、施設の有効活用を図っていきます。

- ・文化会館自主事業の充実
- ・美術館収蔵品の充実及び魅力ある企画展の開催
- ・文化芸術の鑑賞や情報発信等へのデジタル技術の活用

【単位施策3】文化団体等の育成・支援

本市では、文化団体等の育成に努めるとともに、主に文化協会等が中心に行っている各地域の文化祭等への支援をはじめとする団体活動への支援を行っていますが、各文化団体等では会員の減少や高齢化が進み、文化祭等の参加者数の伸び悩みや後継者不足が課題となっています。

今後は、文化芸術活動の継承発展を図るため、文化団体等の育成及び文化芸術活動への支援や活動情報の発信を充実するほか、次世代の文化芸術活動を担っていく後継者の育成に努めていきます。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs (関連性の深い目標)







- ■デジタル技術の活用
- ■文化観光の推進

[推進施策]

① 文化団体等の育成及び活動への支援

文化芸術活動の継承発展を図るため、文化芸術活動を行う団体の育成及び、各団体が行う文化活動への支援の充実を図り、自主的で活発な文化芸術活動が行える土壌づくりに努めていきます。

- ・文化団体等の育成支援(団体設立支援、団体運営に係る助言等)
- ・文化団体等の活動への支援(後援、支援制度の紹介等)
- ・文化団体等に対する活動の場の提供
- ・文化団体等に関する情報の発信強化

② 文化芸術活動を支える担い手等の育成・支援

個性豊かな文化芸術を将来に繋いでいくのは人であり、次世代の文化芸術活動を支える担い手の育成に取組む必要があります。

ついては、今後の本市の文化芸術活動を支えていく人材の育成を目指し、担い手育成に必要となる取組みへの支援を行うとともに、文化芸術事業を企画、コーディネートする人材など、次世代の文化芸術活動のリーダーとなる人材の育成にも努めます。

主な取組み

- ・文化団体等が行う担い手育成の取組みへの支援
- ・若者等による文化芸術活動の場の提供
- ・次世代の文化芸術活動のリーダーの育成

③ 文化交流の促進

各地域で行われている文化芸術活動の相互交流や情報交換等により、団体間及び地域間の交流や、文化芸術活動を通じた団体と市民間の交流促進を図るとともに、文化芸術を通して幅広い世代の交流が生まれるよう、多世代が楽しめるような文化交流の推進を図ります。

また、観光分野と連携し、文化施設や文化財、文化行事・イベント等を目的とした文化観光の推進を図り、文化交流の輪の拡大にも努めていきます。

- 栃木市文化活動協議会を通じた団体間、地域間交流の促進
- ・多様な世代が楽しめる文化交流の推進
- ・観光分野との連携による文化観光の推進
- ・文化イベント等開催情報の発信強化

4-2 歴史文化の保存及び活用

【単位施策4】文化財等の保存と活用

文化財は、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な財産であり、本市にはそれらが数多く残されています。様々な文化財を末永く良好な状態で保ち、次世代へと継承していくためには、その価値や魅力を理解する人々を増やし、所有者だけでなく、行政や地域住民等が連携しながら、それぞれの文化財の状況に応じた保存への取組みを進める必要があります。

また、文化財を大切に保存しながら、あわせて観光など他分野と連携し地域資源や観光資源として活用を図るなど、本市の強みともいえる文化財を生かしたまちづくりを進めます。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs (関連性の深い目標)









- ■デジタル技術の活用
- ■文化観光の推進

「推進施策〕

① 文化財等の保存・活用の取組み強化

数多く残されている貴重な文化財等は、各地域に密着した価値ある財産であり、次世代へ継承していく必要があります。

そのために、各地域の文化財等の現状を把握するとともに、文化財等の状況に応じた保存とその活用の取組みの強化に努めていきます。

- ・各地域における文化財等の把握とデータ管理化の推進
- ・文化財マップやホームページ等による情報発信の強化
- ・文化財の適切な維持補修等の推進
- ・文化財の公開による活用の推進

② 文化財保存活動団体の育成及び活動への支援

史跡等の文化財の保存・活用においては、日常的な管理や運営のほか、良好な状態に保つための維持作業や修繕など、必要な活動は多岐に渡ります。それらを文化財の所有者や行政だけで担うには限界があることから、文化財保存活動団体の育成や活動支援の充実を図り、関係者で協力しながら文化財の保存に努めていきます。

主な取組み

- ・文化財保存活動団体の環境維持活動等に対する支援
- ・文化財保存ボランティア育成への取組み

③ 国史跡指定を目指した取組み及びその後の保存・活用

本市の中世像を明らかにすることを目的とした西方城跡に関する調査研究を進め、同所の歴史的価値を明確にし、その成果をもって国史跡指定を目指します。

国史跡指定後は、本市の重要な文化資源として末永く良好な状態で保つ取組みを進めるとともに、その活用を図ります。

- 西方城跡の調査研究や成果の情報発信
- ・西方城跡保存活用計画の策定
- ・計画に基づいた史跡の保存・活用の推進

④ 文化財を生かしたまちづくり

本市の貴重な文化財への関心を高めるための取組みや、観光分野などとの連携を図ることにより、文化財を生かしたまちづくりの推進に努めます。

また、史跡や建造物などをはじめとする文化財を、地域資源や観光資源として活用することにより、地域の活性化にもつなげていきます。

- ・文化財の魅力発信の取組み
- ・観光分野などとの連携による文化財の効果的な活用
- ・県内唯一の重要伝統的建造物群保存地区における歴史的なまちづくりの推進
- ・栃木市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域における各種施 策の展開

【単位施策5】郷土芸能等の継承支援

本市の郷土芸能等については、今も多くの地域で祭りや神楽、獅子舞などの文化が残っていますが、人口減少・少子高齢化など地域社会の変化に伴い、地域の郷土文化が継承されにくい状況になっています。

郷土芸能等の保存・継承に向けては、保存団体への支援や情報発信、担い手の育成支援に努めるほか、伝承が途絶えるおそれがあるものについては記録保存を進めます。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs (関連性の深い目標)





■デジタル技術の活用

[推進施策]

① 郷土芸能等の保存・継承への支援

各地域にある郷土芸能等(無形民俗文化財等)については、近年のコロナ禍も重なり練習や発表の機会が減少していることから、その伝承活動を支援し、保存・継承に努めます。

- ・保存団体の継承活動等に対する支援
- ・郷土芸能等の発表機会や体験機会の充実
- ・保存団体の活動状況実態把握
- ・継承のための記録保存の推進と公開

【単位施策6】歴史文化を学ぶ機会の充実

歴史や文化を学ぶことは、ふるさとへの愛着や誇りを醸成する一助になります。

優れた文化財、郷土に根付いた芸能や生活文化、社会の発展に尽くしてきた先人の功績や努力について学ぶことで、学び直しとなる大人は郷土愛をさらに強くし、次代を担う子供たちにはそれらを継承し発展させようとする意欲や態度が育まれるものと考えます。

行政と地域、学校が連携し、文化財施設や文学館なども活用しながら、歴史文化を学 ぶ機会の充実に努めます。

【関連する"新たに取り入れる視点"】

■SDGs (関連性の深い目標)









■デジタル技術の活用

[推進施策]

① 文化財・郷土芸能など地域の歴史文化を学ぶ機会の充実

地域において継承されてきた文化財や郷土芸能等を直接見て、ふれて、感じてもら う体験を通して、文化財の大切さを実感してもらえるような機会の充実に努めます。 歴史や文化を学ぶことは、ふるさとへの愛着や誇りの醸成につながることから、文 化財施設や文学館などを活用しながら、その機会の充実に努めます。

- ・行政、地域、学校との連携による郷土文化を学ぶ機会の充実
- ・文化財施設や文学館を活用した企画の充実
- ・地域の歴史文化を直接体験できる機会の充実

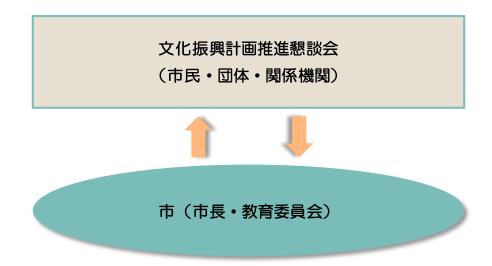
第5章 計画の推進体制等

|5-1 推進体制について

本計画を着実に推進し文化の振興を図るため、市は、関係機関をはじめ市民・団体と 連携・協力しながら、文化振興計画推進懇談会*(以下「推進懇談会」という。)を設置 し、計画の推進を図ってまいります。

推進懇談会においては、市の施策に対する意見聴取及び改善策の検討を行うとともに、 長期的計画を要する本市文化振興を取り巻く課題についても検討を行い、意見を市施策 へ反映することといたします。

※推進懇談会は、栃木市文化振興計画を市民協働により計画的かつ継続的に推進するに当たり、広く意見を求めるために設置した、学識経験者や文化芸術等団体の代表、その他関係者等で構成する懇談会です。



5-2 施策の評価

各施策の達成の程度を把握するために、基本施策ごとに評価の指標及び目標値を設定 し、毎年、各指標の実績値並びに目標達成に向けた各事務事業への取り組み状況等について、推進懇談会に報告し、施策の改善等に生かしていきます。

また、指標については、第2次栃木市総合計画前期基本計画及び第3期栃木市教育計画との整合を図り、それぞれの評価における意見についても、文化振興の取組みに反映することといたします。

【基本施策の指標】

1 文化芸術活動の推進

指標名	単位	現状値 [H3O 年度]** ²	目標値 [R9年度]
文化会館入場者数※1	人	318,037	330,000

指標名	単位	現状値 [H3O 年度] ^{*2}	目標値 [R9年度]
文化祭参加者数	人	19,840	24,000

指標名	単位	現状値 [R3 年度]	目標値 [R9年度]
美術館等入場者数	人	0	80,000

- ※1 文化会館入場者数については、都賀文化会館を令和3年3月末で閉館したことから、栃木、大平、藤岡、岩舟の4つの文化会館の入館者数を指標とします。 よって現状値も都賀分を含めず4館の入館者数とします。
- ※2 文化会館4館入場者数及び文化祭参加者数の現状値は、令和元年東日本台風や 新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、平成30年度の実績値とします。

2 歴史文化の保存及び活用

指標名	単位	現状値 [R3 年度]	目標値 [R9年度]
新規文化財指定(登録)件数	件	0	3

指標名	単位	現状値 [R3 年度]	目標値 [R9年度]
伝統的建造物修理等件数(累計)	件	47	71